

「前金払」制度の改正について

「公共工事の前払金に関する規程」が改正され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されました。この改正に伴い、佐久水道企業団が発注する建設工事等において、前金払のできる範囲、割合等が以下のとおり変更となりました。

改正後の内容

	建設工事	建設工事に係る設計・調査業務 並びに測量業務
請負代金 対象額	請負代金額が 300 万円以上	請負代金額が 300 万円以上で 履行期限が 3 カ月以上を要するもの
前金払額	請負代金額の 10 分の 4 以内の額	請負代金額の 10 分の 3 以内の額

申請期間

請負契約締結後、工期内（履行期限内）に申請してください。

申請に必要な書類

- ・保証事業会社が発行する前金払保証証書の原本及びその写し 2 通
- ・前払金請求書

保証証書は預書と引き換えに企業団で保管します。当該工事完成後、請負者の債務が完済された後に預書と引換えに請負者に返還します。

適用年月日

平成 29 年 4 月 1 日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約に係る工事等から適用します。詳しいことは、「公共工事の前金払に関する規程」をご覧ください。

問合せ先
佐久水道企業団
総務課 庶務係
TEL 0267-62-1290